

運送事業者燃料費支援事業について

報告 番号	4	資料 番号	1
商工振興課			

1. 背景・目的

運送事業者は、ウクライナ情勢の長期化等に伴う燃料価格高騰により、厳しい経営状況が続いております。このような状況において、安定的に市内産業のサプライチェーンを維持していくため、物流の根幹である運送事業者に対し支援を行いたいと考えています。

2. 制度の概要

対象事業者	市内に本社・支店・営業所等を有する中小の 一般貨物自動車運送事業者	
支援単価	1台あたり50千円	
補助上限	1事業者あたり1,000千円	
対象車両	一般貨物自動車運送事業用車両（霊きゅう車、被牽引車(トレーラー)を除く）	
自動車検査証の記載事項	「登録年月日」	令和5年12月5日以前
	「自動車の種別」	普通自動車又は小型自動車
	「用途」	貨物又は特殊
	「自家用・事業用の別」	事業用
	「使用者の氏名又は名称」	申請者と同一
	「使用の本拠の位置」	燕市内
対象事業所数	60事業者程度	

3. スケジュール

- ・12月5日(火) 事業周知、申請書発送
商工振興課にて順次受付開始
- ・2月29日(木) 申請締め切り

※申請受理後、審査・交付決定の上、順次指定口座に振り込み

4. 予算額

・運送事業者燃料費支援金	45,000千円
(1,000千円×30事業者、700千円×10事業者、 500千円×10事業者、300千円×10事業者)	
・消耗品費（複合機使用料金）	20千円
・通信運搬費（郵送料）	10千円
計	45,030千円